

ハラスメントでは？と思ったら・・・

まずは抱え込まずに相談してください！

問題を自分一人で抱え込まずに、職場の同僚や知人等身近な信頼できる人にためらわずに相談して下さい。（各校にサービス倫理推進員がいます。）

※相談に当たっては、ハラスメントであると考えられる言動が行われた日時、内容等についてできるだけ記録しておきましょう。

※ハラスメントは、相手に自覚がないことも多く、よかれと思っての言動であることもあります。相手に自分の受け止めを伝えたり、相手の真意を確認したりするなど、コミュニケーションにより認識の違いを埋めることで事態の深刻化を防ぎ、解決がもたらされることもあります。

ハラスメントの相談を受けたときは・・・

4つの基本を忘れずに！

- ・被害者を含む当事者にとって適切かつ効果的な対応は何かという視点を持つこと。
- ・事態を悪化させないために、迅速な対応を心掛けること。
- ・知り得た秘密を厳守すること。
- ・被害者、行為者及び関係者から聴取した事実関係を必ず記録して保管しておくこと。

※ 相談・苦情を行ったことにより、同僚等から受ける誹謗や中傷など職員がいかなる態様の不利益等も受けることがないようにすることが重要です。

相談者から「言わないで」と言われたとしても、状況が深刻な場合は、相談者に同意を得て、管理職又は教育庁内の相談窓口へ連絡することも大切です。

もし、職場内での相談が難しい場合は・・・

職場内での相談が難しい場合は、「福島県教職員相談室」を利用してください。メールでの相談でもかまいません。



職場、職務、家庭、健康等悩み事相談窓口として、「福島県教職員相談室」がありますので気軽にご利用ください。（女性の相談員が対応します。）

電話：024-521-7805（番号非通知で大丈夫です。）

Email：k.counseling@pref.fukushima.lg.jp

このほかにも、国の相談窓口として、〈厚生労働省委託事業〉「ハラスメント悩み相談室」（相談無料）もあります。

電話：0120-714-864

Email：mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp

相談しても解決に至らない場合は・・・

同僚や知人等への相談では解決しない問題は、教育庁内の相談窓口へ！

◎共通相談 Email harassment.soudan@pref.fukushima.lg.jp

（寄せられたメールには職員課担当が丁寧に対応します。）

◎各課電話相談

○小・中・義務教育学校→義務教育課（024-521-7761）

○高等学校→高校教育課（024-521-7770）

○特別支援学校→特別支援教育課（024-521-7765）

○教育庁→職員課（024-521-7794）

○県立学校事務職員→教育総務課（024-521-7816）

相談者の気持ちに寄り添い、解決に向けてサポートします！！

番号非通知で大丈夫です。